発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① ウェブサイトの掲載日 令和１年１１月２０日

② ウェブサイトのアドレス

http://www.tokkyokagu.co.jp

http://www.tokkyokagu.co.jp/news/index.html

http://www.tokkyokagu.co.jp/newchair/index.html

③ 公開者 特許家具株式会社

④ 公開された発明の内容

特許家具株式会社が、上記アドレスのウェブサイトで公開されている特許家具株式会社のウェブサイトにて、特許太郎が発明した腰痛軽減のための椅子について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 太郎 （神奈川県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許家具株式会社 （東京都○○区・・・）

③ 特許出願人（願書に記載された者）

特許家具株式会社

④ 公開者

特許家具株式会社

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎によって発明されたものであり、令和１年１１月１日にその発明に係る特許を受ける権利は特許太郎から特許家具株式会社に譲渡された。公開時の令和１年１１月２０日において、特許家具株式会社はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。  
　その後、令和２年４月１７日に特許家具株式会社は特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（※②と④が完全一致する場合省略可能）  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許家具株式会社自ら、腰痛軽減のための椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年４月３０日

特許家具株式会社 代表取締役社長

特許 花子 ㊞